

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市条例第 31 号）（文化市民局市民生活部区政推進課）

上京区総合庁舎を現地建替えにより整備するに当たって、当分の間、上京区役所を仮庁舎に移転させることに伴い、次のとおり、上京区役所の位置を変更することとしました。

変更前の位置 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町289番地

変更後の位置 京都市上京区上立売通大宮東入幸在町689番地

敷地面積 5,318平方メートル

施設の内訳 次の表に掲げるとおり

	構造	延べ床面積	各階内訳	
元京都市立西陣小学校校舎棟	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建て	2,506.80平方メートル	地下	倉庫
			1階	
			1階	区民部総務課, 同部まちづくり推進課, 会議室等
			2階	会議室等
			3階	倉庫等
プレハブ棟	軽量鉄骨造地上2階建て	1,897.88平方メートル(予定)	1階	区民部市民窓口課, 福祉部保険年金課, 会議室等
			2階	区民部市民税課, 同部固定資産税課, 同部納税課, 福祉部福祉介護課, 同部支援保護課等

移転予定日 平成24年9月18日

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 31 号

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を次のように改正する。

本則中「上京区今出川通室町西入堀出シ町289番地」を「上京区上立売通大宮東入幸在町689番地」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(文化市民局市民生活部区政推進課)